

○桑名市入札調査委員会要綱

平成23年6月21日

告示第122号

改正 平成25年3月29日告示第65号

平成30年3月30日告示第95号

令和6年3月29日告示第122号

注 令和6年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 本市が発注する建設工事、業務委託及び物品購入その他の契約（以下次条において「工事等の契約」という。）に係る入札の談合情報への的確な対応を実施することにより、適正な入札を確保するため、桑名市入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、工事等の契約に係る入札の談合情報の提供があった場合には、次の各号に掲げる対応について調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会及び警察への通報、入札における談合情報を提供した者及び当該入札の参加者からの事情聴取の実施その他入札における談合情報への対応
- (2) 入札の延期又は中止、契約の解除その他適正な入札及び契約事務への対応

(組織)

第3条 調査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、産業振興部長、社会基盤整備部長、都市創造部長及び上下水道部長をもって充てる。

(令6告示122・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、緊急やむを得ない事情により会議を開催することができない場合には、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

2 委員長は、必要に応じて入札における談合情報に係る担当部課長の出席を求めることができる。

3 委員長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の学識経験を有する者に出席を求めて意見又は説明を求めることができる。

(会議の結果の報告)

第6条 委員長は、調査委員会で決定した事項について、市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 第5条第3項に規定する学識経験を有する者は、調査委員会の会議の内容に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第65号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第95号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第122号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。